

NO	該当資料	該当項目	質問	回答
1	公募要領	1. 公募目的	本事業は補助事業か。	補助事業ではありません。 本事業は、地域循環共生圏づくりの中間支援体制の強化を目的としたモデル事業です。採択団体には、請負者と事業実施に係る協定を締結の上、地域循環共生圏づくり（地域プラットフォームの構築、ローカルSDG s 事業の創出）及びその支援に取り組んでいただきます。そのための取組に要した費用を1参加団体当たり200万円／年を上限として負担するものです。
2		2.公募対象 （1）応募資格	申請するための団体を設立中だが、団体設立中での申請は可能か。	準備中である旨を実施計画書に記載の上、申請いただければ問題ありません。 定款や規約等の案がある場合は、案をご提出ください。
3			申請にあたり所属組織（団体）内における承認（理事会などで）の証拠資料（議事録）などの提出は必要か。	本事業に応募することについての承認の証拠資料の提出は必要ありません。 ただし、中間支援主体に関しては、部署異動の観点など、要件を満たしていただく必要がありますので、所属組織内において合意を取っていただくようお願いいたします。
4			令和元年度～令和5年度に実施されていた「環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」の活動団体として既に支援を受けてきた団体は、本事業には応募できないか。	活動団体としての申請はできませんが、中間支援主体としての応募は可能です。
5			中間支援主体はどのような団体を想定しているか。	公募要件を満たしている団体であれば、対象となります。なお参考までに、令和6年度の採択団体は以下をご参照ください。 https://www.env.go.jp/press/press_02967.html
6			中間支援主体1つが複数の活動団体と連携する申請は可能か。	本公募の対象は、中間支援主体1者に対し活動団体1者となります。
7			同一の中間支援主体が、異なる複数の活動団体の事案に関わり、複数件応募することは可能か。	同一の中間支援主体が応募された案件が複数件採択されることはありません。ただし、応募に関しては、複数件採択されることはないという前提で応募いただくことは問題ありません。
8			活動団体と中間支援主体の構成員の重複は問題ないか。	同一人物が活動団体と中間支援主体両方の担当者として活動すること及び、活動団体と中間支援主体の担当者の肩書きが同一組織であることは認められませんが、活動団体と中間支援主体の両方の組織に所属する人がいること自体は問題ありません。
9			活動団体が自治体で、中間支援主体に当該自治体が一部出資していても問題ないか。 中間支援主体が自治体で、活動団体に当該自治体が出資しているのは問題ないか。	問題ありません。
10			毎年の継続審査を経て最大3年間事業実施が可能とのことだが、途中で活動団体と中間支援主体の組み合わせを変更すること（例えば中間支援主体が別の活動団体を支援すること）は可能か。	可能ですが、活動団体と中間支援主体の組み合わせが変わる場合は継続審査ではなく、新規公募による申請・審査が必要です。また、年度途中での組み合わせ変更は認められません。 なお、組み合わせを変更した場合、変更前の活動と通算で最大3年間の採択となります。
11			本公募に応募した場合に、当該応募団体が他の補助事業への応募を制限されることはあるか。 既に他の補助事業を活用している場合の応募は可能か。	他の補助事業への応募が制限されることはありません。また、既に他の補助事業を活用している場合も応募は可能です。 ただし、公募要領に記載のとおり、今回申請する活動に対して、既に他の補助金等の支援を受けている場合は、内容の重複部分の費用計上はできません。また、本公募の選定後においても、内容の重複部分に対して、他の補助金等の支援を受けることはできません。
12		2.公募対象 （3）対象地域	（これまでの支援地域は地方が多いようだが）都市部の地域も対象となるか。	都市部の地域も対象となります。
13		3. 公募要件 （1）活動内容の実施内容	活動団体の作るプラットフォームは、既存の協議会等を活用してよいのか。	問題ありません。 ただし形だけでなく、地域の課題やビジョン等について実質的議論が行える座組みである必要があります。
14			活動を行うにあたり、地方公共団体に協力を依頼しようと思っているが問題ないか。	問題ありません。 むしろ、より効果的な取組のためには地方公共団体の協力が極めて重要であると考えています。
15		3. 公募要件 （2）中間支援主体の取組内容	中間支援主体の主な役割や機能について、資料の中で「チェンジエージェント機能」等が挙げられているが、中間支援主体において申請段階で経験が不足している領域がある場合でも問題ないか。	本事業は、地方環境事務所やEPO等からの助言や、全国事務局にて企画する勉強会・中間支援ギャザリング等の機会を通じ、学びながら支援を実践することで、中間支援主体としての機能を向上・発展させていただくものです。 そのため、申請段階で経験が不足している領域がある場合も問題ありません。
16			「中間支援主体の担当者は、本事業終了後も地域循環共生圏づくりを推進するための中間支援主体として活動すること。」との記載だが、事業終了後も所定書式での文書の作成・決まった回数での現地ミーティングなど、明確に経費計上が必要な実務履行の義務はあるか。	事業終了後の支援継続にあたり、所定書式での文書の作成・決まった回数での現地ミーティングなどの履行義務はありませんが、フォローアップ調査を実施予定であるため、その際にご協力いただければと思います。 なお、事業終了後の支援継続とは、本事業において支援した活動団体に対する支援継続を求める趣旨ではなく、他地域や他の団体における地域循環共生圏構築に向けた取組を支援するなど、中間支援主体としての活動を展開いただくことを意図しています。
17		4. 活動経費及び事業実施体制 （1）活動経費	中間支援主体の活動経費として、こういったものを想定しているか。	中間支援の際の人件費（支援に必要な地域の状況調査や活動団体との打合せ、課題の分析や打ち手の検討・実施等）、旅費をはじめ、中間支援主体としての能力や活動強化のための経費（支援のための知識習得、専門家等との関係構築、情報発信力の強化等）等を想定しています。
18			活動団体及び中間支援主体の代表者の人件費は計上してもよいか。また、賃金、謝金等の単価設定は任意か。	代表者については、本事業における活動・業務にかかるもの、かつ、環境省が別途契約する請負者の作成する経理処理マニュアルに沿った人件費計上をしていただければ可能です。 なお、単価設定については法人の規程等に従ってください。
19			中間支援ギャザリングや中間共有会に出席するための旅費は、200万円の中で支払うのか。	ご認識のとおりです。
20			中間支援主体と活動団体の経費の分配割合に制限はあるか。事業途中にその分配を変更できるか。	分配の割合に関して制限はありませんが、活動団体と中間支援主体間でよく協議し、中間支援体制の強化及び共生圏づくりの取組推進が可能な配分としてください。 また、事業途中での分配割合の変更は可能ですが、その場合も活動団体と中間支援主体間でよく協議の上実施してください。当初段階で割合を決められない場合は、留保額を設定いただき、事業途中で留保額の中から活動団体と中間支援主体にそれぞれ割り振ることも可能です。
21			活動経費の支払いは年度終了後の後払いか。 事前に概算払いにより交付してもらうことは可能か。	本事業の経費処理は原則として精算払いを想定しており、概算払いは行いません。 ただし、別途環境省と契約する請負者（3月末に決定）により、年度途中での都度払い等の対応が可能となる場合もあります。採択決定後に配布する経費精算マニュアルをご確認ください。
22			地方公共団体が中間支援主体又は活動団体として採択された場合、地方公共団体において予算措置を行う必要はあるか。	本事業の経費処理は原則として精算払いを想定しているため、地方公共団体における資金計画の内容によっては、予算措置が必要となる場合があります。詳細は、採択決定後に個別に相談をお願いします。
23		8. 審査項目	審査項目として「活動団体が地方公共団体でない場合、活動団体と地方公共団体とが適切な関係性を構築できる見込みがあるか。」との記載があるが、地方公共団体と連携できることを示すエビデンス（協定書）などは必須か。	地方公共団体と連携できることを示すエビデンスは必須ではありませんが、ある場合はご提出いただければと思います。
24	実施計画書 【様式2】	0. 応募団体の基本情報	中間支援主体について、実施計画書に活動地域を記載する欄があるが、ここに記載するのは、単純に当該団体が拠点を持つエリアで良いか、それとも、今回申請において活動団体と連携する活動地域を指すのか。	中間支援主体の団体が拠点を持つエリアや団体としての活動エリアを記載ください。
25		全般	計画書を作成するにあたって過去例を参考にしたいが、どこかのサイトに掲載されているか。	過去の採択団体の申請時の計画書は公開していませんが、事業期間中の発表資料等は以下ページに掲載しています。 https://chiikijunkan.env.go.jp/tsukuru/senteidantai/2024/
26	その他		提出前に応募書類の内容を確認してもらえるか。	公平性の観点から事前の申請内容の確認はご対応しかねます。
27			3年経過後の中間支援主体と活動団体の想定される具体的な活動内容についてお示しいただきたい。	具体的な活動内容は団体それぞれとなりますが、3年後の理想的な姿としては、 ・活動団体：地域プラットフォームが形成できており、地域課題を解決する事業・取組が生まれ始め、プラットフォームが機能している（運営できている） ・中間支援主体：地域循環共生圏づくりに向けた中間支援機能を獲得・提供できるようになっているとなります。 そのため、4年目以降の活動としては、 ・活動団体：地域プラットフォームの運営を継続する（プラットフォームから、地域課題を解決する事業・取組が生み出され続ける状態の維持・発展） ・中間支援主体：地域循環共生圏づくりに向けた中間支援活動を拡大していく（本事業で一緒に組んでいた活動団体に限らず、共生圏づくりに取り組みたい団体に対して、中間支援を提供していく）を理想としています。